

公的年金の給付の種類

公的年金には、老齢給付以外にも障害給付・遺族給付があり、所得の喪失、または、減退に対して給付を行う仕組みとなっていて、高齢者に限らず受給することができる。

	基 礎	厚 生
老 齢	老齢基礎年金 保険料納付済期間などに応じた額	老齢厚生年金 保険料納付済期間・賃金※ ¹ に応じた額
障 害	障害基礎年金 障害等級※ ² に応じた額 障害基礎年金は、保険料納付期間に関わらず、老齢基礎年金の満額を受け取ることができる。	障害厚生年金 賃金※ ¹ ・加入期間・障害等級※ ² に応じた額 加入期間が300ヵ月(25年)未満の場合は、300ヵ月(25年)として計算する。
遺 族	遺族基礎年金 老齢基礎年金の額と同額 遺族基礎年金は、保険料納付期間に関わらず、老齢基礎年金の満額を受け取ることができる。	遺族厚生年金 亡くなった方の老齢厚生年金の4分の3の額 加入期間が300ヵ月(25年)未満の場合は、300ヵ月(25年)として計算する。

※¹ 賃金とは、正確には「平均標準報酬額」といい、加入期間中の給与と賞与（ボーナス）の平均額のことをいう。

※² 障害等級は、基礎年金と厚生年金で共通。障害厚生年金（2級以上）受給者は、同時に障害基礎年金を受給できる。

注）基礎年金は全国民が共通して受け取るが、厚生年金は会社員など厚生年金に加入している人が受け取る。公務員など共済年金に加入している人は、厚生年金ではなく共済年金を受け取る。